

ハラスメントのないキャンパスづくりのために

大学は、教育と研究を中心とするすべての営みが人間の豊かな可能性と幸福な共生の確立をめざして展開される場であり、そこでのあらゆる活動において人権が尊重されなければなりません。

大学では、年齢・性・出身地・身分、あるいは民族・国籍の違い、職業や思想・信条などによって、いかなる差別や不利益が生じることも許されません。いきいきと学び働く権利が保障されるために、どのようなハラスメントも決して許してはなりません。

ハラスメントには、次のような種類が考えられます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教育研究、大学運営業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な言動をなし、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、又は個人の尊厳や人格を侵害すること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究活動に際して指導的立場にある人が、指導を受ける人に対して、その意に反する差別的な言動をなし、指導を受ける人の自由で主体的な学修研究活動、円滑な職務遂行活動を妨げ、その人の尊厳や人格を侵害すること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上優越的立場にある人が、監督指導育成する権限を不当に行使し、あるいは職務遂行上従属的立場にある人に対して就業環境を悪化させることを示唆することにより、職務遂行上従属的立場にある人に対して不当な取扱いを行い、不利益や損害を与えたり個人の尊厳若しくは人格を侵害すること。

(4) マタニティー・ハラスメント

教育研究、大学運営業務に関連して、妊娠、出産又は育児を理由として、労働意欲及び教育研究環境を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。

(5) アルコール・ハラスメント

教職員又は学生等が他の教職員又は学生等に、飲酒の強要を行うこと。

(6) その他のハラスメント

教職員又は学生等が他の教職員又は学生等に、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を悪化させる結果となる不適切な行動等を行うこと。

これらの他にも、人種、年齢、職業、出身地などに関連して、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の尊厳や人格を侵害することもハラスメントです。すべてのハラスメントがすべての人に起こりうることを意識し、私たちはその防止につとめる必要があるのです。

次に、防止のための具体的な注意を挙げます。

(1) 性や人権に関する言動は、その受け止め方に個人間や男女間で差があります。したがって、ハラスメントにあたるか否かは、被害を受けた者の判断が重要になりますから、次の点について注意する必要があります。

- ① 親しさをあらわすつもりの方の言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
- ③ 「この程度は相手も許容するだろう」という、勝手な憶測をしないこと
- ④ 「相手との良好な人間関係ができていく」という、勝手な思いこみをしないこと。

(2) ハラスメントであるか否かについては、相手からいつも意思表示があるとは限りません。

ハラスメントを受けた人は、たとえ不快に思っても、大学での人間関係などを考えて、明確な拒否の意思表示ができないことも少なくありません。その場合にも同意・合意と勘違いしてはなりません。また相手が拒否し、あるいは嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動をくり返さないことです。

(3) 一方で、自分が、「嫌だな」、「へんだな」と感じたときには、はっきりと拒否の態度をしめすこと。一人で悩まず、信頼できる人に早めに相談してください。我慢したり、受け流したりする対応では、状況を改善することにはつながりません。

愛知文教大学では、ハラスメント防止のために、そして残念ながらハラスメントが起こってしまった場合の対応のために「ハラスメントのないキャンパスづくりのためのガイドライン」を定めていますので以下の URL 又は QR コードで各自「ガイドライン」を入手し、熟読してください。

https://www.abu.ac.jp/wp-content/uploads/2022/07/22_2_53.pdf